

令和8年度 保育施設利用のご案内



かすみがうら市 保健福祉部 子育て支援課

住所：〒315-8514 かすみがうら市下稲吉 2633 番地 19（市民窓口センター（中央庁舎））

TEL：0299-59-2111／029-897-1111（内線 3190, 3192, 3193）

029-883-0046（直通ダイヤル）

1. 保育施設について

保育施設とは、保護者が就労や病気、出産などのために家庭で保育ができないお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とした施設で、保育所・認定こども園（保育所部分）・地域型保育事業のことを指します。集団生活に慣れさせるためや、下のお子さんの保育に手が掛かるなどの理由では入所・入園（以下、「入所」という）の対象となりません。

2. 入所までの流れ

- (1) 事前見学 大切なお子さんをお預けする施設ですので、必ず事前に見学をお願いします。
- (2) 支給認定申請 および入所申込み 4月入所は、期日と場所を指定し受付を行います。
途中入所の期日と申込先は、「5. 入所申込みについて(P.3)」をご確認ください。
- (3) 入所調整会議 4月入所の調整会議は1月頃に、途中入所の調整会議は毎月の締切日以降に行います。入所申込書や関係書類により、入所基準表に基づいて公正な審査を行い、保育の必要性が高い児童から入所を内定します。
第1希望施設に入所できない場合、第2・第3希望施設で検討されます。
- (4) 入所内定 4月入所の場合、1月下旬頃に郵送します内定通知書にてお知らせします。
途中入所の場合、毎月20日までに内定者にのみ、電話にて連絡をします。
- (5) 面接・健康診断 内定者には、内定先施設での面接と、各施設の担当医の健康診断を受けていただきます。
- (6) 入所決定 面接と健康診断で集団保育が可能と認められましたら、入所決定となります。
- (7) 認定証の交付、入所（園）月前の月末までに、通知をご自宅にお送りします。
保育料・副食費の決定

次のような場合には、入所内定・決定後であっても入所取り消しとなります。

- 事実と異なる虚偽の申請があった場合
- 家庭で保育ができるようになった場合
- 集団保育が不可能な場合
- その他、福祉事務所長が不適当と認める場合

《令和8年度クラス年齢》

※令和8年4月1日時点の年齢基準です。年度途中で誕生日を迎えても、クラス年齢は変わりません。

クラス年齢	生年月日
5歳児	R2(2020). 4. 2 ~ R3(2021). 4. 1
4歳児	R3(2021). 4. 2 ~ R4(2022). 4. 1
3歳児	R4(2022). 4. 2 ~ R5(2023). 4. 1
2歳児	R5(2023). 4. 2 ~ R6(2024). 4. 1
1歳児	R6(2024). 4. 2 ~ R7(2025). 4. 1
0歳児	R7(2025). 4. 2 ~



3. 支給認定について

(1) 支給認定区分

保育施設を利用するためには、はじめに「支給認定」を受ける必要があります。支給認定区分や保育必要量により、利用できる施設や時間、保育料が異なります。

対象児童	保育の 必要性	支給認定区分	利用できる施設				
			幼稚園	認定こども園		保育所	地域型 保育事業
				幼稚園部分	保育所部分		
満3歳以上	なし	1号認定(教育認定)	○	○	×	×	×
3歳～5歳	あり	2号認定(保育認定)	×	×	○	○	△*
0歳～2歳		3号認定(保育認定)					○

*一部施設に限る。市内の地域型保育事業所では、3歳児以上の利用はできません。

(2) 保育必要量

2号・3号認定(保育認定)の場合、保育を必要とする事由により、保育必要量が決定されます。

◆ 保育標準時間 … 最大11時間(就労時間数月120時間以上、妊娠・出産、疾病・障害など)

◆ 保育短時間 … 最大8時間(就労時間数月64時間～120時間未満、求職活動中など)

※就労時間数が月120時間未満であっても、就労状況により保育標準時間での認定が可能な場合がありますので、ご相談ください。

就労時間の変更等による認定区分や保育必要量の変更手続きについての詳細は「10. 支給認定の変更(P.6)」をご確認ください。

【保育必要量別 利用可能時間のイメージ】

	7:00	8:30	16:30	18:00	19:00
保育標準時間	最大11時間利用可能				延長保育
保育短時間	早朝保育	最大8時間利用可能		延長保育	

※保育標準時間・短時間の時間設定や、延長保育の時間等は施設によって異なります。

市内施設の詳細は「14. 施設概要(P.13～P.18)」をご確認ください。

4. 入所申込みができる方(以下の(1)～(3)すべてを満たす方)

(1) 1. かすみがうら市内に住民登録があるお子さん

2. 入所希望月の前月末までに、かすみがうら市に転入予定のお子さん

※市外に住民登録がある方は、「12. 広域入所を希望する方(P.10～P.11)」をご確認ください。

(2) (保育認定の場合) 保護者が下記の理由により、保育を必要とするお子さん

保育の必要性の区分	入所要件	利用できる期間
就労（外勤・自営業等）	月64時間以上就労している、または就労予定	就労期間
妊娠・出産（母のみ）	出産前6週～出産後8週目の属する月までの期間 （多胎児妊娠の場合、出産前14週～出産後8週の属する月までの期間）	
疾病や負傷、 心身に障がいがある	入院・通院で保育が困難と診断されたとき	入院・通院期間
	自宅療養で保育が困難と診断されたとき	療養期間
親族の介護等	親族の介護等のため、保育にあたれないとき	介護が必要な期間
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたっている	保育を必要とする期間
就学	職業訓練校等における職業訓練を含む	在学期間中
求職活動	求職活動を行っている、またはこれから行う （起業準備を含む）	利用開始月から3か月間
その他	福祉事務所長が認める場合	保育を必要とする期間

※「集団生活に慣れさせるため」「下のお子さんの保育に手がかかる」などの理由では、保育の必要性は認められず、入所できません。

※上記の保育の必要性がなくなった場合には、その月の末日をもって退所となります。

※育児休業期間中は入所要件に該当しないため、原則として新規での入所はできません。ただし、入所月内に職場復帰することを条件に、就労の要件での申し込みが可能です。

(3) 集団生活が可能であること

5. 入所申込みについて

※大切なお子さんをお預けする施設ですので、必ず事前に見学を行ってください。
見学については各施設で随時受付しています。施設に直接お問い合わせください。

(1) 4月入所希望の場合

期間・場所を指定して一斉に受付をします。受付期間等は広報誌・市HP上でお知らせします。

(2) 年度途中入所（5月入所以降）の場合

【受付場所】子育て支援課（市民窓口センター）

※子育て支援課以外の窓口では受付できません。

【受付期間】入所を希望する月の前々月（2カ月前）の16日から前月の15日まで

※締切日の15日が土曜・日曜・祝日の場合、その前の開庁日まで。

※例：7月入所希望の場合、5月16日から6月15日までが受付期間です。

【受付時間】月曜～金曜 8時30分～17時15分まで

※土曜・日曜・祝日および毎週木曜の延長窓口は、対応していません。

(3) 注意事項

- ・子育て支援課へ書類を提出する前に、第1希望施設にて仮受付を行います。
申請書裏面に、園の確認印を押印いただいてから、子育て支援課へご提出ください。押印がないと受付できません。（押印してある＝入園内定ではありません。）
- ・先着順ではありません。全体の申込状況により、入所審査および利用調整を行います。
- ・受付した申請書類は返却できません。必要な場合は事前にコピーをお取りください。
- ・市外の保育施設を希望される方は「12. 広域入所を希望する方(P.10～P.11)」をご確認ください。
- ・電子申請での手続きは「13. いばらき電子申請・届出サービスについて(P.11～P.12)」をご確認ください。

6. 申込みに必要な書類

※申込書類に不備がある場合は受付できませんので、必ず提出前にご確認ください！

- (1) 施設型給付費等支給認定申請書（兼利用申込書）・・・児童1人につき1枚
 (2) 保育所申請用補助表・・・・・・・・・・・・・・・・児童1人につき1枚
 (3) 保育施設利用に関する確認票及び同意書・・・・・・・・世帯につき1枚
 (4) 保育の必要性を証明する書類（下記表①～⑩）・・・・保護者それぞれにつき1枚必要です。

※祖父母（65歳未満）において、同居（世帯分離を問わず同一住所地に居住）している場合、利用の優先度判定にあたり必要です。（65歳未満…昭和35(1960)年4月2日以降生まれの方）

※就労の要件（①・②・③および⑦）に該当する場合、就労証明書に記載された就労時間数が月64時間以上でないと、就労の要件を満たしていると認められませんので、受付できません。

①就労・就労見込みの方 ②内職の方	『就労証明書』 ※就労先事業者(雇用主等)が作成、記入する書類です。 被雇用者(保護者)が記入したものは、受付できません。								
③自営業主、自営業専従者、家族従業者の方	下記①および②をあわせてご提出ください。片方だけでは書類不足です。 ①『就労証明書』 ②『就労者本人氏名の記載のある、下記(1)～(4)のいずれかの書類の写し』 <table border="1"> <tr> <td>(1) 最新の確定申告書（第一表と第二表）</td><td>直近の確定申告等を行っている場合</td></tr> <tr> <td>(2) 源泉徴収票</td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 開業届</td><td>直近の確定申告期間後に、新たに開業した場合</td></tr> <tr> <td>(4) 営業許可証</td><td></td></tr> </table> ※上記(1)～(4)のいずれの書類も提出できない場合のみ、『出勤簿(かすみがうら市様式)』を提出してください。 ※上記(1)～(4)および『出勤簿』は、複数種類提出する必要はありません。	(1) 最新の確定申告書（第一表と第二表）	直近の確定申告等を行っている場合	(2) 源泉徴収票		(3) 開業届	直近の確定申告期間後に、新たに開業した場合	(4) 営業許可証	
(1) 最新の確定申告書（第一表と第二表）	直近の確定申告等を行っている場合								
(2) 源泉徴収票									
(3) 開業届	直近の確定申告期間後に、新たに開業した場合								
(4) 営業許可証									
④疾病・負傷・障害の方 ⑤疾病者等の介助の方	④の方は『診断書（本人用）』、⑤の方は『診断書（介助者用）』 もしくは④・⑤の方の『身障者手帳・療育手帳・障害年金証書等の写し』								
⑥妊娠・出産の方	『保護者氏名および出産(予定)日の判るもの』（母子手帳等の写し等）								
⑦育児休業中の方	『就労証明書』（育児休業の期間が記されたもの） ※入所月内に復職することが、入所申込の条件です。								
⑧就学・職業訓練中の方	専修学校等が発行する『在学証明書』および『カリキュラム』（任意様式）								
⑨求職活動中の方 （求職活動予定や、起業準備等を含む）	『求職活動等に関する申立書』 ※利用開始月の25日までに、ハローワークの登録証の写し等を提出してください。提出がない場合、利用開始月の月末で退所となります。 ※利用開始月から数えて3か月以内に就労証明書等を提出してください。提出がない場合、期間満了をもって退所となります。								
⑩その他	子育て支援課までお問合せください。								

☆ 申込みに必要な書類は、次ページ「(5)状況に応じて必要な書類」もあわせてご確認ください ☆

(5) 状況に応じて必要な書類・・・下記表に該当する方のみ

○育児休業の期間を切り上げて、入所申込する場合	『保育所申込に関する理由書』 ※育児休業を切り上げ、入所月中に復職する旨をご記入ください。
○保育施設等の利用や、入所申込がないきょうだいがいる場合	『保育所申込に関する理由書』 ※どのような事情で利用していないのか、入所申込がない子は どう保育するのかをご記入ください。「下の子の保育に手がかかる ため上の子だけ入れたい」等の理由では、認められません。
○市外の施設を希望する場合	『広域入所確認シート』
○かすみがうら市に転入予定があり 申込みをする場合	1 『転入予定の上での申込確認シート』 2 『転入先住所がわかる書類(賃貸借契約書・不動産売買契約書など)』
○4月～8月入所までの方で、 令和7年1月1日時点でかすみ がうら市に住民登録がない場合	『令和7年度課税(非課税)証明書』* ※令和7年1月1日時点で住民登録がある自治体で取得できます。
○4月以降に入所する方で、 令和8年1月1日時点でかすみ がうら市に住民登録がない場合	『令和8年度課税(非課税)証明書』* ※令和8年1月1日時点で住民登録がある自治体で取得できます。
○同一世帯に外国籍の方がいる場合	外国籍の方の『在留カード』
○同一世帯に障害をお持ちの方が いる場合	『障害者手帳』、『療育手帳』、 療育施設に通うための『通所受給者証』など
○離婚調停中の場合	『調停期日通知書』など、調停中であることの証明書類

*『課税(非課税)証明書』は、自治体により名称が異なる場合があります。
「当該年度の市町村民税所得割額・均等割額の記載のある書類」をご用意ください。

7. 入所できない場合

- ・「4. 入所申込みができる方(P.2～P.3)」に記載の条件のほか、保育の必要性等の基準を満たしていない場合は、入所が認められません。また、保育の必要性等の基準を満たしていても、入所調整の結果、希望する施設に入所できない場合もあります。
- ・希望月に入所できない場合は、翌月以降も引き続き審査が継続されますので、毎月申込みをしていただく必要はありません(令和9年3月入所分まで有効)。ただし、家庭状況や就労等の変更があった場合や、希望先を変更したい場合は、すみやかに子育て支援課(市民窓口センター)までご連絡ください。
- ・翌月以降の審査結果については調整の結果、入所内定となった場合にのみ連絡をします。
- ・申込みした順番や入所待機となっていることで、入所が優先されることはありません。

8. 入所後の注意点等

- (1) 入所後は各施設の決まりを守ってご利用ください。
- (2) 就労の要件で入所後に妊娠・出産し、育児休業を取得する場合

- ① 育児休業法等の法令に定められた育児休業を取得する方については、継続入所が可能です。
その際には育児休業期間を証する書類の提出が必要です。また、育児休業期間中の保育必要量は保育短時間となります。(父母を問わず、育児休業を取得する場合は必ず届け出てください。)

- ② 自営業など、育児休業法等の法令に定められた育児休業を取得できない方は、産後8週間すぐに復職する場合のみ継続入所が可能です。
- ③ 次子の出産に伴い退職した場合は保育の必要性がなくなり、退所となります。
- ※妊娠・出産の要件で入所した方は、育児休業取得による入所期間の延長はできません。
- ※就学の要件、介護・看護の要件で入所した方は、②に準じます。

(3) 届け出について

次のような場合は、すみやかに子育て支援課(市民窓口センター)まで届け出てください。

- ・退所するとき
- ・居住地などが変わるとき(転出・転居・電話番号の変更など)
- ・長期(おおよそ1か月以上)にわたって欠席するとき
- ・世帯状況が変わったとき(出生・死亡・結婚・離婚・転居・転出など)
- ・就労状況が変わったとき(就労先・就労日数・就労時間の変更、休職・退職・転職など)
- ・所得税額が変わったとき(期限後の所得税申告の確定、修正、訂正など)
- ・家庭内保育が可能となったとき(退職、病気全快、育児休業取得など)
- ・保育料(市立・民間保育所)や、給食費(市立保育所)の納入について相談したいとき

(4) 現況届について

年に1回(毎年10月頃)現況届の提出により保育の必要性の確認を行います。調査により家庭で保育ができることが判明した場合や、現況届の提出がなかった場合、退所となります。

※就労実績と収入実績(所得申告内容)に整合性がない場合など、必要に応じて就労先等にも確認します。

(5) 次のような場合は、退所となります。

- ・事実と異なる虚偽の申請があった場合
- ・家庭で保育ができるようになった場合
- ・継続して長期欠席した場合(おおよそ1か月以上)
- ・集団保育が不可能な場合
- ・その他、福祉事務所長が退所を適当と認めるとき

9. 入所後の転所

世帯転居や保護者の就労形態の変化などで転所を希望する場合は、転所の手続きが必要です。

子育て支援課(市民窓口センター)へ別途申込み後、各月の審査と併せ利用調整を行います。空き状況などの都合上転所できないことがあります。

また、転所内定後は、利用調整上辞退(現在の利用施設に戻ることは)できません。

※転所希望先が市外施設の場合、「12. 広域入所を希望する方(P. 10~P. 11)」をご確認ください。

10. 支給認定の変更

就労時間の変更等により支給認定の変更を希望する場合、毎月15日までの申請で、翌月1日からの適用になります。月途中の変更はできません。

(1) 市内施設を利用している場合

- ① 保育標準時間⇔短時間の変更は、就労内容に変更があった保護者の就労証明書等が必要です。
- ② 教育認定から保育認定の変更は、保護者それぞれの就労証明書等が必要です。
- ③ 保育認定から教育認定の変更は、就労証明書等は不要です。

(2) 市外施設を利用している場合

一部手続きが異なります。「12. 広域入所を希望する方(P. 10~P. 11)」をご確認ください。

11. 利用者負担額（保育料）・給食費

（１）利用者負担額（保育料）・副食費の算定方法

利用者負担額（保育料）や副食費の免除有無は、市立・民間・市内・市外を問わず、いずれの認可保育施設を利用される場合でも、かすみがうら市の基準に基づいて、世帯の市町村民税額と児童の年齢等によって算定します。

市町村民税額毎の利用者負担額については「かすみがうら市特定教育・保育施設利用者負担額(P.9)」をご確認ください。

また、市町村民税額の決定に合わせ、毎年９月に算定根拠となる課税額の年度を切り替えます。

令和 8 年										令和 9 年		
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
令和 7 年度市町村民税額 (令和 6 年中の収入) により算定					令和 8 年度市町村民税額(令和 7 年中の収入)により算定							

※保護者の収入が少額（103万未満）の場合、同居祖父母等の収入も合算されます。

※住宅借入金（取得）等特別控除・配当控除・外国税額控除等がある場合には、控除前の税額が算定対象となります。

※未申告等で税情報が確認できない場合、保育料は最高額・副食費は免除なしで算定します。

※収入が無くても、申告手続きは必要です。申告されない場合、上記と同様に算定します。

（２）幼児教育・保育の無償化について

子ども子育て支援法の一部改正により、下記のこどもについては保育料が無償化となります。

【保育料無償化の対象となるこども】

- ・教育認定（満３歳～５歳児クラス）の全てのこども
- ・保育認定の３歳児～５歳児クラスの全てのこども
- ・保育認定の０歳児～２歳児クラスで、住民税非課税世帯のこども

※保育認定の２歳児クラスのこどもが、年度の途中で３歳を迎えても無償化の対象にはなりません。

※無償化の対象となるのは保育料のみです。給食費や行事費、延長保育料など実費徴収されている費用は、無償化の対象外です。

（３）給食費について

教育認定の全てのこどもおよび保育認定の３歳児～５歳児クラスの全てのこどもについては、上記のとおり保育料が無償化され、代わりに実費徴収となる給食費の支払いが生じます。

※保育認定の０歳児～２歳児クラスの全てのこどもの給食費は保育料に含まれていますので、別途徴収はありません。

利用施設や認定区分により、給食費の金額や取り扱いが異なります。

【市内施設を利用しているこども】

- ・教育認定の場合、給食費として主食費と副食費の徴収があります。
- ・保育認定の場合、給食費のうち主食費が免除となっており、副食費のみの徴収となります。

【市外施設を利用しているこども】

給食費として主食費と副食費の徴収があったり、主食のみ家庭から持参するなど、施設により給食費の取り扱いが異なります。詳しくは施設にお問い合わせください。

また、上記の取り扱いに加えて、下記のこどもについては副食費の徴収が免除されます。

副食費の免除有無については（１）のとおり算定します。

【副食費免除の対象となるこども】

- ・年収３６０万円未満相当世帯のこども
- ・教育認定の場合、小学校３年生までのこどものうち、第３子以降のこども
- ・保育認定の場合、小学校就学前までのこどものうち、第３子以降のこども

(4) 保育料や副食費の決定通知・納入について

4月入所の場合は3月下旬に、途中入所の場合は入所月の前月末までに通知します。

納入先は、以下のとおりです。

利用施設 (かすみがうら市内)	市立保育所	民間保育所	認定こども園	地域型保育事業
保育料	かすみがうら市	かすみがうら市	施設	施設
給食費	かすみがうら市	施設	施設	

① かすみがうら市へ納付となっている保育料・給食費について

納入方法は、口座振替もしくは納付書となります。口座振替に必要な書類（保育料口座振替依頼書）は、入所決定の通知に同封しますので、取扱金融機関の窓口で必要な手続きを行ってください。口座振替日は毎月月末です。（月末が土曜・日曜・祝日の場合は、その翌日）

口座振替の手続きをされていない場合は、納付書を送付します。納付書裏面に記載の取扱金融機関窓口、全国のコンビニエンスストアや電子マネー「PayPay」「PayB」での納付をお願いします。

② 施設へ直接納付となっている保育料・給食費については、施設にお問い合わせください。

※ かすみがうら市外の施設を利用している場合は「12. 広域入所を希望する方(P.10～P.11)」をご確認ください。

(5) 保育料や給食費を滞納した場合

保育料や給食費は、教育・保育施設を運営するための経費として、所得に応じて公平に負担していただいております。保育料や給食費を滞納すると、督促状の送付、利用施設を通じての納付催告、児童手当からの充当を行うことになります。

滞納のある世帯の方が、新規入所申込み及び継続入所を行うことは非常に困難となります。

なお、認定こども園および地域型保育施設は施設への直接納付となっておりますので、保育料や給食費に滞納がある場合、利用している施設から退所の勧告をされることがあります。

(6) 保育料や給食費の日割り計算（還付）について

保育料や給食費の徴収額は月単位で定められているため、自己都合による欠席などがあつた場合でも、原則として日割り計算（還付）は行いません。

また、入所日は毎月1日付け、退所日は毎月末日付けですので、入所月の途中から通所を始めたり、退所に伴って月の途中で通所をやめたとしても、日割り計算にはならず、保育料等は1か月分お支払いいただきます。

(7) 保育料の減免制度について

災害、火事などで家屋が全壊・半壊などの被害に遭われた場合や、家計の主宰者である保護者の重篤な疾病・死亡などで世帯の収入が著しく減少し、保育料の負担が明らかに困難であることが認められる場合、減免となることがあります。

罹災証明書や診断書など、状況に応じた書類の提出が必要となりますので、まずは子育て支援課（市民窓口センター）へご相談ください。

申請があつた日の翌月分の保育料から減免となります。さかのぼっての減免や還付は行いません。

なお、自己都合による退職などは、減免の対象外となります。

※給食費は実費負担額として徴収している料金ですので、上記減免の対象外です。

かすみがうら市特定教育・保育施設利用者負担額

【市立保育所・民間保育所・認定こども園・地域型保育事業（保育認定・3歳未満児）】

階 層 区 分		標準時間	短時間
第1階層	生活保護世帯	0	0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	市町村民税所得割課税世帯 48,600 円未満	14,000	13,700
	ひとり親世帯等	6,000	5,800
第4階層	市町村民税所得割課税世帯 Ⅰ 48,600～57,700 円未満 Ⅱ 57,700～97,000 円未満	22,000	21,600
	ひとり親世帯等 48,600～77,101 円未満	9,000	8,800
第5階層	市町村民税所得割課税世帯 169,000 円未満	32,000	31,400
第6階層	市町村民税所得割課税世帯 301,000 円未満	43,000	42,200
第7階層	市町村民税所得割課税世帯 397,000 円未満	50,000	49,100
第8階層	市町村民税所得割課税世帯 397,000 円以上	55,000	54,000

※市立、民間ともに同じ利用者負担額（保育料）です。

※保育認定の場合、年度途中で3歳を迎えても、その年度中は無償化の対象にはなりません。

【利用者負担額の軽減措置について】

- ① 同一世帯から2人以上の児童が保育施設等に入所している場合、同時入所している児童から数えて2人目は半額、3人目以降は無料となります。
- ② 第1階層～第4階層Ⅰでは、年齢制限なく最年長の子どもを1人目、その下の子どもを2人目として、上記①と同様に軽減します。
- ③ ひとり親世帯等（自治体民税所得割額 77,101 円未満）の場合、年齢制限なく最年長の子どもを1人目、その下の子どもを2人目として、2人目以降は無料となります。
※ひとり親世帯等とは、ひとり親（配偶者のない者で児童を扶養している者）がいる世帯のほか、在宅障害児（者）の方がいる世帯が該当します。
- ④ 市独自子育て支援として、上記に関わらず、年齢制限なく最年長の子どもを1人目、その下の子どもを2人目として、2人目以降は無料となります。

*利用者負担額は国が定める上限額の範囲内で市が決定しますが、国の基準や予算編成により、変更となる場合があります。

また、利用者負担額は、保育の提供を受けた者が負担すべき費用の一部であり、児童にかかる費用からその一部を除いた費用は、国・県・市によって補われています。

12. 広域入所を希望する方

(1) 広域入所とは

里帰り出産や保護者の方の勤務地の都合などにより、住民登録がある自治体とは別の自治体の保育施設を利用できる制度をいいます。

希望先施設や転出入の時期等により手続きが異なりますので、下記をご参考にお申込みください。

なお、広域入所の場合は保育実施期間（入所できる期間）が単年度となっています。翌年4月以降も継続して入所を希望する場合、再度申込が必要となります。また、委託先自治体の保育状況によっては継続入所ができない場合もありますので、ご了承の上お申込みください。

※教育認定を希望される場合は、希望施設へ直接お申込みください。

(2) かすみがうら市外の保育施設を利用する場合（転出せずに通う場合）

入所申込の場合

【申 込 先】 かすみがうら市子育て支援課（市民窓口センター）

【必要書類】 ① かすみがうら市様式の書類（6. 申込みに必要な書類(P.4～P.5)と同様）

② 利用希望施設のある自治体での必要書類（ご自身でご用意ください。）

【受付期間】 利用希望施設のある自治体の受付期間にお申込みください。

【注意事項】

- ・入所申込の際に、かすみがうら市内の施設と、かすみがうら市外の施設の併願はできません。
- ・自治体によって受付に制限がある場合や受付期間が異なりますので、あらかじめ利用希望施設がある自治体の保育担当課にご確認の上、お申込みください。
- ・審査結果がわかるのは、4月入所の場合おおよそ2月以降、年度途中入所の場合前月 20～25 日頃になります。

支給認定の変更を希望する場合

教育認定から保育認定の変更を希望される場合、上記「入所申込」と同様の手続きが必要です。
なお、自治体の保育状況によっては保育認定への変更ができない場合もあります。

※その他の変更手続きは、「10. 支給認定の変更(P.6)」と同様です。

(3) 市外に住民登録がある方が、かすみがうら市内の保育施設を利用する場合（転入せずに通う場合）

【申 込 先】 住民登録がある自治体

【必要書類】 住民登録がある自治体の必要書類

【受付期間】 かすみがうら市の受付期間（5. 入所申込について(P.3)と同様）にお申込みください。

【注意事項】

- ・必要書類等の詳細は、住民登録がある自治体の保育担当課へお問い合わせください。
- ・受入年齢や保育要件に制限はありませんが、施設により受入年齢が異なります。「14. 施設概要(P.13～P.18)」をご確認ください。なお、待機児童の解消を考慮し、原則として市内児童優先とさせていただきます。また、空き枠があっても市内児童の入所枠確保のため、不承諾とさせていただきます場合があります。
- ・審査結果がわかるのは、4月入所の場合おおよそ2月以降、年度途中入所の場合前月 20～25 日頃になります。

(4) かすみがうら市に転入予定の場合

【申 込 先】 「5. 入所申込みにについて(P.3)」と同様

【必要書類】 かすみがうら市様式の書類（6. 申込みに必要な書類(P.4～P.5)と同様）

【受付期間】「5. 入所申込みについて(P.3)」と同様

【注意事項】

- ・申込みの前に、転入予定の上申込みを行うことを子育て支援課へご連絡ください。
- ・必ず入所希望月の前月末日までに転入手続きを行い、子育て支援課へご連絡ください。転入手続きができないと、入所取消となる場合があります。
- ・入所希望月以降に転入手続きをされる場合は、(3)の手順でお申込みください。
- ・転入後、就労先が変更となる場合は、新たな就労先の就労証明書をご提出ください。転入に伴い退職し、転職活動を行う場合は、求職活動の要件となります。

(5) かすみがうら市外に転出予定の場合

【申 込 先】 転出先自治体の保育担当課

【必要書類】 転出先自治体の必要書類

【受付期間】 転出先自治体の受付期間

【注意事項】

- ・転出予定での申込みを行うことを、転出先自治体の保育担当課へご連絡ください。転出先自治体の状況によっては(2)の手順での申込みとなることもありますので、必ずご確認ください。
- ・必ず入所希望月の前月末日までに転出手続きを行ってください。転出手続きができないと、入所取消となる場合があります。
- ・入所希望月以降に転出手続きをされる場合は、(2)の手順でお申込みください。
- ・施設利用に関する詳細や空き状況等は、転出先自治体にお問い合わせください。

(6) 広域入所の場合の利用者負担額(保育料)や副食費の決定・納入について

かすみがうら市にお住まいのお子さんについては、市立・民間・市内・市外を問わず、いずれの保育施設を利用される場合でも、かすみがうら市の基準に基づいて、世帯の市町村民税額と児童の年齢等によって算定します。

算定方法や納入方法の詳細は「11. 利用者負担額(保育料)・給食費(P.7~P.9)」をご確認ください。なお、納入先は以下のとおりです。

利用施設 (かすみがうら市外)	市立保育所	民間保育所	認定こども園	幼稚園	地 域 型 保育事業
保育料	施設のある自治体*	かすみがうら市	施設		施設
給食費	施設のある自治体*	施設	施設	施設	

*かすみがうら市外の市立保育所に通う方の納入方法については、施設のある自治体の保育担当課へお問い合わせください。

※市外にお住まいの方がかすみがうら市内の保育施設を利用する場合、利用者負担額等の算定を行うのは、住民登録のある自治体になります。金額や納入方法については、住民登録のある自治体の保育担当課へお問い合わせください。

13. 電子申請(いばらき電子申請・届出サービス)について

(1) いばらき電子申請・届出サービスとは

茨城県が運営している、電子申請のホームページです。県や県内各自治体の電子申請・届出を、24時間365日、いつでも受け付けています。

(2) いばらき電子申請・届出サービスでの申請における注意事項

- ① かすみがうら市に住民登録がある方のみ、申請が可能です。

② 利用者登録および、マイナンバーカードを用いた電子署名が必要です。

※利用者登録および電子署名についての詳細は、いばらき電子申請・届出サービスをご確認ください。

③ 新規入所申込は、希望する施設によって申込手順が異なる都合上、以下のとおりとなります。

希望する施設	市立保育所	民間保育所	認定こども園		幼稚園	地域型 保育事業
			教育認定 (1号認定)	保育認定 (2・3号認定)		
かすみがうら市内	○	○	×	○	×	○
かすみがうら市外 (広域入所)	○	○	×	○		○

「○」の場合 … 電子申請での申込みが可能です。

「×」の場合 … 電子申請での申込みはできません。施設に直接お申込みください。

④ 就労証明書等を紙媒体でご用意された場合

証明書等を添付して申請してください。その後、原本の提出が必要です。子育て支援課（市民窓口センター）の窓口へ直接、または郵送にてご提出ください。（締切日必着）

なお、証明書等の提出がないと申請を受理できず、未申請扱いとなりますのでご注意ください。

⑤ 就労証明書等を電子データでご用意された場合

電子データを添付してください。なお、書類改ざん防止のため PDF 形式で添付してください。紙媒体での提出は不要です。

⑥ 申請後に子育て支援課で内容を確認し、不備等がなければ受理（申込み完了）となります。

申請しただけでは、申込み完了となりませんのでご注意ください。

⑦ 受理（申込み完了）が締切日までとなるように申請してください。

例えば、締切日（15 日）の 17 時 15 分以降に申請を行っても、受理日となるのは最短で翌日（16 日）以降ですので、入所審査対象外となります。

(3) 電子申請に対応している手続き

令和 7 年 10 月時点で電子申請に対応している手続きは、下記のとおりです。

令和 8 年度保育所入所申込		令和 8 年度保育所入所申込 (広域入所用)	
保育所転所申込		保育所退所届	
支給認定変更申請		在所証明書発行申請	
保育所入所取下げ届 ※入所承諾前		保育所入所取りやめ届 ※入所承諾後	
支給認定証再交付申請			

1 4. 施設概要 (P.13~P.18)

(1) 注意事項

- ・ 下記の内容は令和7年10月時点での予定であり、今後変更となる場合があります。
- ・ 実費負担は一例ですので、記載内容以外にも別途負担額が発生する場合があります。
- ・ 記載内容の詳細や、一時保育の申込みについては、施設へ直接お問い合わせください。

(2) 受入年齢について

- ・ 受入年齢（〇歳児）は、令和8年度クラス年齢に準じます。（P.2「令和8年度クラス年齢」参照）
- ・ 産休明けから：産後8週目の属する月の翌月から（例：産後8週目が6月15日の場合、7月から）
- ・ 満3歳から：毎月1日時点で満3歳（3歳の誕生日の前日）を迎えている児童から
 （例①：6月1日が3歳の誕生日の場合、5月31日に満3歳を迎えるため、6月から）
 （例②：6月15日が3歳の誕生日の場合、6月14日に満3歳を迎えるため、7月から）

施 設 名		わ か ぐ り 保 育 所	
設 置 者	かすみがうら市	施設区分	市立・保育所
住 所	下稲吉519-2	電話番号	0299-59-2882
受 入 年 齢	0歳6か月から	利用定員	120人
開 所 時 間	月曜～金曜 7:00 8:30 16:30 18:00 19:00 標準時間認定 延長保育 時間外保育 短時間認定 延長保育		
	土曜 7:00 8:30 12:30 13:00 標準時間認定 時間外保育 時間外保育 短時間認定		
実 費 負 担	時間外保育料	無料	
	延長保育料	300円/日（月額上限3,000円）	
	給 食 費	2号認定：4,500円/月（副食費のみ） ※すべての児童について自園調理・完全給食	
	送迎バス	無料 ※3歳の誕生日翌月から利用可能	
	制 服 等	制服・制帽・通所リュック：12,000円程度	
	教 材 費	月刊誌（年齢により異なる）：400円程度/月、写真（年齢により異なる）：35円/枚 等	
	保 険 代	保険代（スポーツ振興センター）：240円/年	
	保護者会等	父母の会費：5,000円/年	
一 時 保 育		受入年齢：0歳6か月から 受入時間：8:30～16:30まで（月曜～金曜のみ） 料 金：1,500円/日（給食・おやつ代含む） 申込期限：利用希望日の1週間前まで（直前の申込については、人員配置等の都合上要相談）	
誰でも通園制度		令和8年4月から受入予定。詳しくは、今後更新される市ホームページをご確認ください。	



施設名		のぞみ保育園			
設置者		社会福祉法人 聖隷会	施設区分	民間・保育所	施設HP
住所		東野寺495-1	電話番号	0299-23-5281	
受入年齢		産休明けから	利用定員	90人	
開所時間		月曜～土曜 7:008:0016:0018:0019:00 標準時間認定 延長保育 延長保育 短時間認定 延長保育			
		日曜・祝日 7:008:0016:0018:00 標準時間認定 延長保育 短時間認定 延長保育			
実費負担	延長保育料	150円/時間（月額上限なし） ※短時間認定児童における早朝の延長保育料も同様			
	給食費	2号認定：4,500円/月（副食費のみ） ※すべての児童について自園調理・完全給食			
	送迎バス	運行なし			
	制服等	園児服（3歳児～）、カバン（1歳児～）一式：10,000円程度			
	教材費	教材費（年齢により異なる）：1,000円～4,500円程度 等			
	保険代	保険代（スポーツ振興センター）：135円/年			
	保護者会等	保護者会費：400円/月			
一時保育		受入年齢：産休明けから、受入時間：8:00～17:00まで（月曜～金曜のみ） 料 金：2,220円/日（給食・おやつ代含む）、申込期限：利用希望日の1週間前まで			

施設名		霞ヶ浦保育園			
設置者		社会福祉法人 聖隷会	施設区分	民間・保育所	施設HP
住所		坂4458-1	電話番号	029-896-2200	
受入年齢		産休明けから	利用定員	70人	
開所時間		月曜～土曜 7:008:0016:0018:0019:00 標準時間認定 延長保育 延長保育 短時間認定 延長保育			
実費負担	延長保育料	150円/時間（月額上限なし） ※短時間認定児童における早朝の延長保育料も同様			
	給食費	2号認定：4,500円/月（副食費のみ） ※すべての児童について自園調理・完全給食			
	送迎バス	無料 ※原則3歳以上児から利用可能、霞ヶ浦地区を運行			
	制服等	園児服（3歳児～）、カバン（1歳児～）一式：10,000円程度			
	教材費	教材費（年齢により異なる）：1,000円～4,500円程度 等			
	保険代	保険代（スポーツ振興センター）：135円/年			
	保護者会等	保護者会費：400円/月			
一時保育		受入年齢：産休明けから、受入時間：8:00～17:00まで（月曜～金曜のみ） 料 金：2,220円/日（給食・おやつ代含む）、申込期限：利用希望日の1週間前まで			

施 設 名		プ ル ミ ッ コ 保 育 園			
設 置 者		社会福祉法人 廣山会	施設区分	民間・保育所	施設HP
住 所		稲吉南2丁目9-1	電話番号	029-834-7003	
受 入 年 齢		産休明けから	利用定員	150人	
開 所 時 間		月曜～土曜・日曜・祝日 7:008:0016:0018:0019:30 標準時間認定 延長保育 短時間認定 延長保育			
実 費 負 担	延長保育料	200円/時間（月額上限なし）※短時間認定児童における早朝の延長保育は行っていない			
	給 食 費	2号認定：4,500円/月（副食費のみ） ※すべての児童について自園調理・完全給食			
	送迎バス	運行なし			
	制 服 等	体操服（3歳以上児）：約9,000円、帽子代（1歳以上児）：約1,000円			
	教 材 費	クレヨン、ねんど等（2歳以上児・年齢により異なる）、絵本代等：約500円/月 等			
	保 険 代	保険代（スポーツ振興センター）：350円/年			
保護者会等		保護者会なし			
一 時 保 育		実施なし			

施 設 名		千 代 田 保 育 園			
設 置 者		学校法人 沼田学園	施設区分	民間・保育所	施設HP
住 所		下稲吉2420-1	電話番号	029-832-6550	
受 入 年 齢		産休明けから	利用定員	140人	
開 所 時 間		月曜～土曜 7:008:3016:3018:0020:00 標準時間認定 延長保育 延長保育 短時間認定 延長保育			
実 費 負 担	延長保育料	500円/30分（月額上限4,000円）※短時間認定児童における早朝の延長保育料は無料			
	給 食 費	2号認定：4,500円/月（副食費のみ） ※すべての児童について自園調理・完全給食			
	送迎バス	運行なし			
	制 服 等	制服なし			
	教 材 費	年齢により異なる			
	保 険 代	保険料：1,860円/年			
保護者会等		保護者会なし			
一 時 保 育		実施なし			



施設名		認定こども園 神立幼稚園				
共通事項	設置者	学校法人 狩野学園			施設HP	
	施設区分	民間・認定こども園	施設類型	幼保連携型		
	住所	稲吉2丁目18-8	電話番号	029-831-0328		
	実費負担	送迎バス	2,000円/月（片道は1,000円/月）※3歳の誕生日当日から利用可能			
		制服等	制服代（3歳以上）：約20,000～30,000円程度			
		教材費	月刊誌：500円程度/月、道具代（年齢により異なる）：1,000円～5,000円程度 等			
		保険代	保険代（スポーツ振興センター）：0円（全額園負担）			
保護者会等	PTA会費：300円/月					
教育認定（1号）	受入年齢	満3歳から	利用定員	60人		
	開所時間	月曜～金曜				
		7:00 10:00 14:30 16:00 19:00				
		登園時間教育時間認定降園時間預かり保育				
	実費負担	預かり保育料	450円/日（長期休業期間中は500円/日）※早朝（登園時間内）の預かり保育料は無料			
給食費		1号認定：5,200円/月（主食費＋副食費）※すべての児童について自園調理・完全給食				
保育認定（2号・3号）	受入年齢	産休明けから	利用定員	120人		
	開所時間	月曜～土曜				
		7:00 8:30 16:30 18:00 19:00				
		標準時間認定延長保育 延長保育短時間認定延長保育				
	実費負担	延長保育料	150円/時間（月額上限なし）※短時間認定児童における早朝の延長保育料は無料			
給食費		2号認定：4,700円/月（副食費のみ）※すべての児童について自園調理・完全給食				
一時保育		受入年齢：1歳児から、受入時間：8：30～17：00（月曜～金曜のみ） 料金：2,000円/日（給食・おやつ代含む）				

施設名		くりのみ自然幼稚園			
共通事項	設置者	学校法人 たけより学園			施設HP
	施設区分	民間・認定こども園	施設類型	幼稚園型	
	住所	穴倉6204-13	電話番号	029-831-4510	
	実費負担	送迎バス：1,500円/片道 ※その他詳細は、入園説明会で説明いたします。			
教育認定（1号）	受入年齢	満3歳から	利用定員	105人	
	開所時間	月曜～金曜 7:30 8:30 10:00 14:30 16:00 19:00 預かり保育 登園時間 教育時間認定 降園時間 預かり保育			
	実費負担	預かり保育料	早朝：150円/日、夕方：300円/日（長期休業期間中は100円/時間）		
	給食費	1号認定：主食費100円＋副食費270円/1食 ※お弁当のため、注文数を指定可能。食べた食数分の支払いとなります。			
保育認定（2号・3号）	受入年齢	満2歳から	利用定員	87人	
	開所時間	月曜～土曜 7:30 8:30 16:30 18:30 19:00 標準時間認定 延長保育 延長保育 短時間認定 延長保育			
	実費負担	延長保育料	100円/時間（月額上限なし）※短時間認定児童における早朝の延長保育料は無料		
	給食費	2号認定：副食費270円/1食（副食費のみ） ※お弁当のため、注文数を指定可能。食べた食数分の支払いとなります。			
一時保育		【Piccolini（ピッコリーニ）：一時預かりクラス】 受入時間：9：30～15：30まで（左記時間外は要相談） コース：単発コース、曜日コース、毎日コース（利用に関しては要相談）			

施 設 名		美 並 未 来 み な み こ ど も 園				
共 通 事 項	設 置 者	社会福祉法人 聖朋会			施設HP	
	施 設 区 分	民間・認定こども園	施 設 類 型	幼保連携型		
	住 所	上大堤210-1	電 話 番 号	029-897-2770		
	送迎バス	運行なし				
	制 服 等	園児服・通園帽子（3歳以上児）：約12,550円、ジャージ（3歳以上児）：約4,200円				
	教 材 費	教材費・絵本購入（希望者のみ）：年齢により異なる 等				
保 険 代	保険代（スポーツ振興センター）：240円/年					
保護者会等	保護者会費：400円/月					
教 育 認 定 （ 1 号 ）	受 入 年 齢	満3歳から	利 用 定 員	15人		
	開 所 時 間	月曜～金曜 8:00 8:30 13:00 14:00 18:00 登園時間 教育時間認定 降園時間 預かり保育				
	預かり保育料	3歳以上児：450円/日、満3歳：200円/日（長期休業期間中は450円/日）				
	給 食 費	1号認定：4,500円/月（主食費＋副食費）※すべての児童について自園調理・完全給食				
保 育 認 定 （ 2 号 ・ 3 号 ）	受 入 年 齢	産休明けから	利 用 定 員	100人		
	開 所 時 間	月曜～土曜 7:00 8:30 16:30 18:00 19:00 標準時間認定 延長保育 延長保育 短時間認定 延長保育				
	延長保育料	100円/30分（月額上限なし）※短時間認定児童における早朝の延長保育料も同様				
	給 食 費	2号認定：4,500円/月（副食費のみ）※すべての児童について自園調理・完全給食				
一 時 保 育		受入年齢：1歳児から、受入時間：8：30～17：00（月曜～金曜のみ） 料金：2,000円/日（給食・おやつ代含む）				

施 設 名	キッズランドなないろ しもいなよし園						
設 置 者	株式会社M.world		利 用 定 員	19人		施設HP	
施 設 区 分	民間・地域型保育事業		施 設 類 型	小規模保育（A型）			
住 所	下稲吉2632-11		電 話 番 号	0299-56-5761			
開 所 時 間	月曜～土曜 7:308:0016:0018:30 標準時間認定 短時間認定						
一 時 保 育	8:00～17:00 2～5か月 1,200円/時間 6か月以降 800円/時間		17:00以降 1,300円/時間 900円/時間		8:00～17:00 1歳児 600円/時間 2歳児 500円/時間		17:00以降 800円/時間 700円/時間
※ 令和8年4月より、園舎移転を予定しています。移転先住所は「下稲吉3198-3」です。							
※ 延長保育の時間や料金、実費負担額などの詳細については、施設へお問い合わせください。							



※「やまゆり保育所」は、令和8年4月1日からの民営化に向けて準備を進めています。
民営化後は、下記のような内容を予定しています。

施 設 名		(仮 称) ル ン ビ ニ ー や ま ゆ り こ ど も 園					
共 通 事 項	設 置 者		学校法人 明光学園			施設HP	
	施 設 区 分		民間・認定こども園	施 設 類 型	幼保連携型		
	住 所		五反田298-20	電 話 番 号	0299-59-2172		
	実 費 負 担	送迎バス	3,500円/月				
		制 服 等	制服・用品代（希望制）：3歳児以上…約15,000円程度、未満児…約13,000円程度				
		教 材 費	月刊誌：500円程度/月（年齢により異なる）				
		保 険 代	保険代（スポーツ振興センター）：285円/年（変動あり）				
保護者会等	父母の会費：400円/月						
教 育 認 定 （ 1 号 ）	受 入 年 齢		満3歳から	利 用 定 員	15人		
	開 所 時 間		月曜～金曜 8:309:2014:3015:0019:00 登園時間教育時間認定降園時間預かり保育				
	実 費 負 担	預かり保育料	500円/日（長期休業期間中は500円/日＋給食費300円/日）				
		給 食 費	1号認定：5,000円/月（主食費＋副食費）※すべての園児について自園調理・完全給食				
	保 育 認 定 （ 2 ・ 3 号 ）	受 入 年 齢		産休明けから	利 用 定 員	60人	
開 所 時 間		月曜～土曜 7:008:3016:3018:0019:00 標準時間認定延長保育 延長保育短時間認定延長保育					
実 費 負 担		延長保育料	300円/日（月額上限3,000円）				
		給 食 費	2号認定：4,500円/月（副食費のみ）※すべての園児について自園調理・完全給食				
一 時 保 育		受入年齢：1歳児から、受入時間：9:00～15:30まで（月曜～金曜のみ） 料 金：2,000円/日、申込期限：要相談（原則利用希望日の前月月末まで）					

かすみがうら市子育て支援サイト「かすみっ湖」では、
保育所・認定こども園などの利用案内のほか、
妊娠・出産やお子さんの成長・健康についてなど、
子育てに関する情報を配信しています。

詳細はQRコードから！



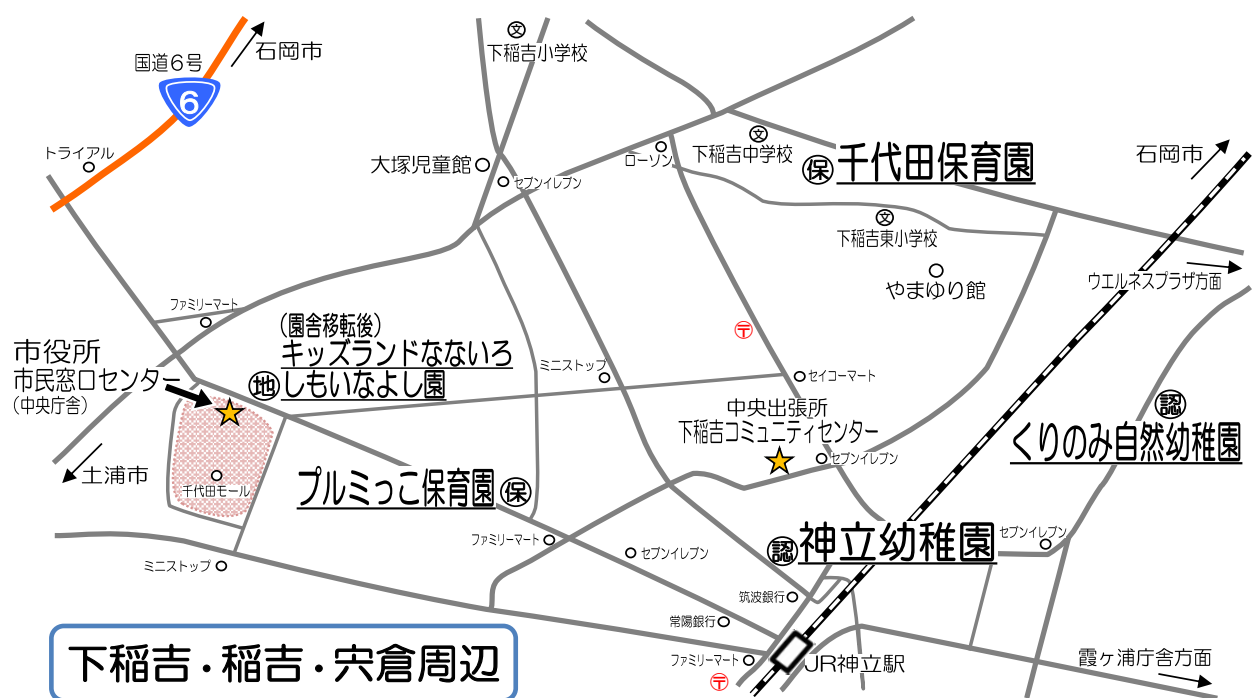
かすみがうら市内 保育施設等配置図

- 〔保〕 市立保育所
- 〔保〕 民間保育所
- 〔認〕 認定こども園
- 〔地〕 地域型保育事業

千代田地区



下稲吉・稲吉・穴倉周辺



霞ヶ浦地区



かすみがうら市保育施設の 令和8年度4月入所受付について

- ◎ 第1希望の施設により、受付場所等が異なります。下記の①と②の内容をご確認ください。
複数の受付場所に書類を提出する必要はありません。第1希望施設の受付場所にご提出ください。
- ◎ 入所申込後、入所基準表に基づいて公正な選考を行い、保育の必要性が高い児童から入所の内定をしていきます。先着順ではありません。第1希望施設に入所できない場合は、第2、第3希望施設で検討または空き待ちとなります。なお、第1希望のみの申込みで優先されることはありません。
- ◎ 下記受付期間以降の申込みは、2次受付扱いとなります。
- ◎ 認定こども園における教育認定（1号認定）での利用を希望される場合は、各施設にお問い合わせください。
- ◎ 市外にお住まいの方・転入予定の方は申込方法が異なりますので、事前に子育て支援課へご相談ください。

①

区分	施設種別	第1希望施設	住所	電話番号	受入年齢
市立	保育所	わかぐり保育所	下稲吉519-2	0299-59-2882	0歳6か月～※1
民間	保育所	のぞみ保育園	東野寺495-1	0299-23-5281	産休明け～
民間	保育所	霞ヶ浦保育園	坂4458-1	029-896-2200	産休明け～
民間	保育所	ブルミっこ保育園	稲吉南二丁目9-1	029-834-7003	産休明け～
民間	保育所	千代田保育園	下稲吉2402-1	029-832-6550	産休明け～
民間	認定こども園	神立幼稚園	稲吉二丁目18-8	029-831-0328	産休明け～
民間	認定こども園	美並未来みなみこども園	上大堤210-1	029-897-2770	産休明け～
民間	認定こども園	(仮称)ルンビニーやまゆりこども園※2	五反田298-20	0299-58-2542	産休明け～
民間	地域型保育事業	キッズランドなないろ しもいなよし園	下稲吉2632-11※3	0299-56-5761	産休明け～ 2歳児まで

【上記表のいずれかの施設を第1希望とする場合】

- (1) 第1希望の施設にて、事前に仮受付を行います。申請書裏面に園の受付印を押印いただいてから、子育て支援課（市民窓口センター）へご提出ください。押印がないと受付できません。

※押印してある＝入園内定ということではありません。

- (2) 必要書類を下記受付期間中に、受付場所へ提出してください。

【受付場所】 子育て支援課（市民窓口センター）

※子育て支援課以外の窓口では受付できません。

【受付期間】 11月17日（月）～12月5日（金）まで

※土曜・日曜・祝日を除く。

【受付期間】 8時30分～17時15分まで

※毎週木曜の延長窓口は対応していません。

【注意事項】 ※1 「わかぐり保育所」では、令和8年度4月入所より受入年齢を「0歳6か月から」に引き下げます。ミルクおよび離乳食も提供可能となります。

※2 「やまゆり保育所」は、令和8年4月1日からの民営化に向けて、準備を進めています。民営化後は、幼保連携型認定こども園「(仮称)ルンビニーやまゆりこども園」に変更予定です。(仮称)ルンビニーやまゆりこども園についての詳細は、やまゆり保育所ではなく、学校法人明光学園（TEL：0299-58-2542）へお問い合わせください。

※3 「キッズランドなないろ しもいなよし園」は、令和8年4月1日から園舎移転を予定しています。移転先住所は「下稲吉3198-3」です。

②

区分	施設種別	第1希望施設	住所	電話番号	受入年齢
民間	認定こども園	くりのみ自然幼稚園	穴倉6204-13	029-831-4510	満2歳～

【くりのみ自然幼稚園を第1希望とする場合】 必要書類を園へご提出ください。

【受付期間】 10月1日（水）～12月5日（金）まで

※土曜・日曜・祝日を除く。

【受付期間】 9時00分～12時30分まで

※時間外は要事前連絡